

【表紙】

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年 6 月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社TASAKI |
| 【英訳名】 | TASAKI & Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役・代表執行役社長(CEO)田島 寿一 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区港島中町 6 丁目 3 番地 2 |
| 【電話番号】 | (078)302 3321 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役・専務執行役(CFO)飯田 隆也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神戸市中央区港島中町 6 丁目 3 番地 2 |
| 【電話番号】 | (078)302 3321 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役・専務執行役(CFO)飯田 隆也 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当123,480,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 84,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成28年6月14日開催の取締役会決議によります。
 2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|---------|--------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 84,000株 | 123,480,000円 | |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 84,000株 | 123,280,000円 | |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分にかかる会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 1,470円 | | 100株 | 平成28年6月30日 | | 平成28年6月30日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分にかかる会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式にかかる割当では行われなないこととなります。
 4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------|-------------------|
| 株式会社TASAKI | 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|-------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|--------------|--------------|--------------|
| 123,480,000円 | 200,000円 | 123,280,000円 |

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

なお、発行諸費用の概算額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額につきましては、平成28年6月30日以降、買掛金等の支払いの運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|---------------|--|
| 名称 | 三井住友信託銀行株式会社(信託E口) |
| 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| 直近の有価証券報告書提出日 | (有価証券報告書及びその添付書類) 事業年度 第3期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月29日 関東財務局長に提出 (半期報告書) 事業年度 第4期中(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月27日 関東財務局長に提出 |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|-----------|--------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 資金借入取引があります。 |
| 技術または取引関係 | 信託銀行取引があります。 |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年5月31日現在のものです。

(執行役向け株式報酬制度の概要)

当社は、当社の執行役を対象に、当社の業績及び株式価値と執行役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することといたしました。

本制度は、執行役に対し、業績指標の達成度に応じたポイントに基づき、信託を通じて当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を執行役の退任時に交付するという、業績連動型の株式報酬制度です。

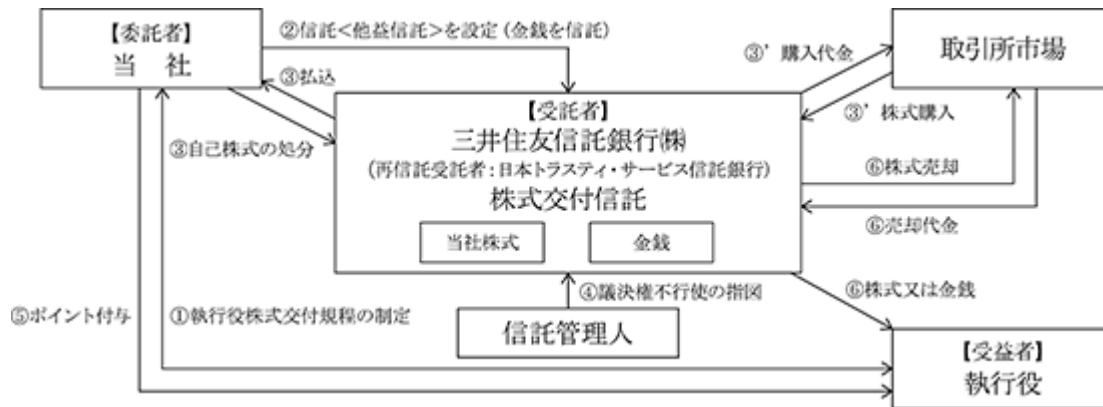
本制度導入に当たっては、当社が金員を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、対象となる執行役に株式を交付するという、執行役向け株式交付信託の仕組みを採用します。

本信託は、執行役株式交付規程に基づき、事業年度末の業績指標の達成度等に応じて決定されるポイントを付与し、信託期間内において、執行役株式交付規程に基づき、一定の受益者要件を満たす執行役に対し、付与したポイントに相当する株式等を交付等します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

また、本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、信託期間の満了時において、当社の報酬委員会の決定により、信託期間を延長し、本制度を継続することがあります。

< 執行役向け株式交付信託の仕組みの概要 >



当社は執行役を対象とする執行役株式交付規程を制定します。

当社は執行役を受益者とした執行役株式交付信託(他益信託)を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、報酬委員会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。)を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(取引所市場から取得する方法や、自己株式の処分による方法によります。)

信託期間を通じて執行役株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社および当社役員から独立している者とします。)を定めます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

執行役株式交付規程に基づき、当社は執行役に対しポイントを付与していきます。

執行役株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした執行役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ執行役株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ執行役株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

(参考)本信託の概要

| | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 執行役向け株式交付信託 |
| (2) 委託者 | 当社 |
| (3) 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| (4) 受益者 | 当社執行役 |
| (5) 信託管理人 | 当社および当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定 |
| (6) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| (7) 信託契約日 | 平成28年6月30日(予定) |
| (8) 金銭を信託する日 | 平成28年6月30日(予定) |
| (9) 信託終了日 | 平成33年2月末日(予定) |

c. 割当予定先の選定理由

本制度にかかるコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として執行役向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社に設定される信託E口を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

84,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)は、信託契約に基づき、信託期間内において執行役を対象とする執行役株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)との間において、信託日(平成28年6月30日)より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告することならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約により確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式にかかる議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社及び当社役員から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行(信託E口)に対して、議決権を行使しないよう指図します。

割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、総称して「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明および将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

1株当たりの処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成28年6月14日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成28年6月13日の東京証券取引所における当社株式の終値である1,470円(円未満切捨)といたしました。なお、当該価額は、上記取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成28年5月16日から平成28年6月13日まで)の東京証券取引所における終値平均である1,583円(円未満切捨)との乖離率7.14%、同じく3か月間(平成28年3月14日から平成28年6月13日まで)の終値平均である1,619円(円未満切捨)との乖離率9.20%及び同じく6か月間(平成27年12月14日から平成28年6月13日まで)の終値平均である1,552円(円未満切捨)との乖離率5.28%となっていることから、処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査委員である取締役全員(3名、社外取締役)は、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b. 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、執行役株式交付規程に基づき、信託期間中に当社執行役にそれぞれ交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、発行済株式総数17,780,566株(平成28年4月30日現在、以下同じ)に対し0.47%(小数点第3位を切捨て)、総議決権数136,998個に対する割合0.61%となります。

また、当社としては、本制度は、当社の執行役へのインセンティブ付与を目的として、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

さらに、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は、執行役株式交付規程に従い当社の執行役へ交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えます。

以上により、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権 数に対する 所有議決 数の割合 (%) | 割当後の 所有株式 数(千株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|---|---------------|--------------------------------------|-----------------------|---|
| 株式会社T A S A K I | 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2 | 4,051 | | 3,967 | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 1,385 | 10.11 | 1,385 | 10.17 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 957 | 6.98 | 957 | 7.02 |
| SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C | 42/F, THE LEE GARDENS, 33 HYSAN AVENUE CAUSEWAYBAY, HONG KONG | 698 | 5.10 | 698 | 5.13 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. | 666 | 4.86 | 666 | 4.89 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/GF SECURITIES HK | 20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319 | 328 | 2.39 | 328 | 2.41 |
| 野村信託銀行株式会社(信託口) | 東京都千代田区大手町2丁目2-2 | 181 | 1.32 | 181 | 1.33 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号 | 178 | 1.30 | 178 | 1.30 |
| JP MORGAN CHASE BANK 380621 | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM | 159 | 1.16 | 159 | 1.17 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟 | 149 | 1.08 | 149 | 1.09 |
| 計 | | 8,755 | 34.34 | 8,671 | 34.55 |

(注) 1. 平成28年4月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成28年4月30日現在の株主名簿を基準として、本自己株処分による増減株式数を考慮したものです。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日) 平成28年1月29日近畿財務局長に提出。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第1四半期(自 平成27年11月1日 至 平成28年1月31日) 平成28年3月14日近畿財務局長に提出。

事業年度 第59期第2四半期(自 平成28年2月1日 至 平成28年4月30日) 平成28年6月14日近畿財務局長に提出。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年1月29日及び平成28年5月13日に近畿財務局長に提出。

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書ならびに臨時報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年6月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社T A S A K I

(神戸市中央区港島中町6丁目3番地2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。